

所管部課	健幸いきいき部 保険年金課		部長	川口 荘一	
件名	東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、令和4年度においても、国から財政支援が行われる旨の通知があった。市として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者等を支援する必要があることから、当該国通知の内容に、一部市独自の要件（コロナ禍前の令和元年との収入比較）を加えた減免施策を実施するため、規則改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する保険税減免の特例（特例減免）の対象となる保険税等を規定した付則等を一部改正する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日（令和4年4月1日からの遡及適用）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者の負担軽減を図ることができる。また、遡及適用により、減免範囲を拡充して実施することができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月 厚生労働省・総務省通知「当該減免等について」 ・令和4年7月 市報、国保だより及び市ホームページに概要を掲載（予定） <p>文書課審査済</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。